

岩手県告示第133号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川宇部川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部並びに久慈市役所及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。

令和4年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也